

# 第2回森林防災・減災アクションプラン

## 検討部会

### 会議録

日時：令和7年6月19日（木）

午前10時00分～午後0時00分

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター

（ドーンセンター）5階 大会議室2

大阪府森林審議会

第2回森林防災・減災アクションプラン検討部会

令和7年6月19日

【司会（上本森づくり課技師）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第2回森林防災・減災アクションプラン検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の上本でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の開催に当たりまして、大阪府環境農林水産部みどり推進室長、田中より御挨拶を申し上げます。

【田中みどり推進室長】 皆さん、おはようございます。大阪府みどり推進室長の田中でございます。会議の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨今話題の2025年大阪・関西万博でございますが、開幕してちょうど2か月がたちます。当初、来場が心配されていたという状況なんですけど、ここにきてかなり来場者も増えまして、5月末で500万人を突破したという状況でございます。会場には、皆さん御存じのとおり、世界最大の木造建築物の大屋根リングがギネス世界記録に認定されたというようなこともございますし、各国のパビリオンを見ておりましても、大変その内装材、外装材に木材が使われておりまして、我々も会場に行くたびに、改めて木材のすばらしさというものを再認識させていただいているところでございます。大阪府といたしましても、この流れに乗り遅れることがなく、国産材、府内産材の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

本日の部会でございますが、前回の議論を踏まえまして、府内の森林の現状、それと課題、それに伴う今後の取組につきまして、ケーススタディーというものも示しながら、より深く議論させていただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、簡単ではございますが、これで挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【司会（上本森づくり課技師）】 ありがとうございます。

本日は、委員7名中、ウェブ参加を含めまして7名の委員に御出席いただいております

ので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、次に、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元資料のある方は、資料またはデータのほうを御確認ください。

まず、式次第、裏面が配付資料一覧となっております。次に配席図、裏面が出席者名簿となっております。次に大阪府森林審議会規程がございまして、次に本日の検討部会の資料が1ページから最後39ページまでございます。不足等ございませんでしょうか。

では、部会に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府森林審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田部会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田部会長、よろしくお願いいたします。

**【増田部会長】** それでは、早速ですけども、次第に基づいて議題に入っていきたいと思います。

本日の議事ですけども、次第にございますように、前回の振り返り、それと今回の大きな課題であります基本方針等の検討と、次回に向けての検討課題の整理といったところでございます。

それでは、まず、第1議題の第1回アクションプラン部会の振り返りについて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【樋口森づくり課森林整備補佐】** それでは、前回振り返りのところから説明させていただきます。

資料のほうは1枚めくっていただいて4ページを御覧ください。

こちら、前回お示しさせていただきました全体の考えになっております。冒頭、防災・減災アクションプランということで部会を始めさせていただいたんですけども、より大きな視点で、森林の長期的な維持・保全の在り方を見据えたアクションプランの策定ということで、防災・減災からさらにもうちょっと広げた形での議論を進めていきたいということで説明させていただいたところになっております。

次のページを御覧ください。

こちら、策定の目的と、今後部会で議論いただきたい事項を並べているものになっております。本日、下枠の(1)番の府域の森林の維持・保全に関する方針等の検討というこ

とで本日議論させていただきまして、次回以降、また（２）、（３）、（４）というところにつきまして、より掘り下げと成果目標・指標・在り方とか、府民に分かりやすく示す方法ということで、それぞれ分けて検討を進めさせていただいております。

次のページをお願いします。

こちら、第１回部会におけます皆様からの御意見、主要なものを取りまとめさせていただいたものとなっております。本日は一番上の、特に府としての方針検討に当たって、まず、府における課題整理が必要ということで、冒頭、室長から説明させていただいたとおり、現状、課題とそれを踏まえての方針案をお示しさせていただいて、アクションプラン全体での枠組みというところを本日させていただきたいと思っております。

その他検討に組み入れる事項、「災害にも備えた体制や基盤づくり」という言葉、あと、「多様な森づくり」、こういったワードも御意見いただいているところです。

前回いただいた御意見を今回の議論の枠のところでできるだけ反映させた形で資料を作らせていただいておりますので、その辺をもって本日説明させていただきます。

議事１の振り返りは以上になります。

**【増田部会長】** 議事１の前の振り返りを少ししていただきましたけれども、何かございますでしょうか。この点がかかり抜けていますよというのがございましたら。もしもよければ前に進ませていただいて、その中でも議論できようかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、前に進ませていただきたいと思ひます。本日のメインの議題でございます府域の森林の維持・保全に関する方針等の検討について、事務局から御説明いただいた後、意見交換をしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**【樋口森づくり課森林整備補佐】** それでは、議事の２、府域の森林の維持・保全に関する方針等の検討を説明させていただきます。

スライドは８ページを御覧ください。

この図は、森林整備指針で示す４つの森林区分の概念図となります。大阪府では令和元年に森林整備指針を策定したところなんですけども、これに基づくゾーニングやそれぞれの具体的な対策を、府としてより詳細に示してはきていませんでした。そこで、今回のテーマ、森林の維持・保全に関する方針等に関する検討の入り口としまして、今後も林業経営で管理される見込みのあるところなのか、林業経営から転換を必要とするところなのか、自然のまま委ねてよいところなのか、この区分を最初に分けることが大事というふうに考

えまして、森林整備指針における「将来の森林のあるべき姿」として、右の図で示します①から④の森林区分への育成・誘導、これを基本方針としたいと考えております。

なお、アクションプランでは森林の誘導方向に視点を置きまして、この森林整備指針の区分の①資源循環林と③資源管理林を同じ、左の図でいきますと一番下の赤枠で、林業経営に適した人工林等としてまとめております。また、②広葉樹林への誘導・転換を、この左の図でいきますと青枠で、林業経営に適さない人工林、それから④自然遷移林を黄色枠で、自然のまま維持する森林というふうに区分しております。この考えを基本としまして、この後の施策、基本方針という議論に入っていきたいと思っております。

次のスライドを御覧ください。スライド9、タイトルとしまして「アクションプランで定める3つの基軸と個別施策」というふうにしております。

このスライドですけれども、先ほどの基本方針である、「将来の森林のあるべき姿」に即した長期的な取組、これを整理したものとなります。ここで示します、基軸1、2、3というふうに分けているんですけれども、基軸1、公益的機能の維持増進、これに関しましては、主に青枠で示す、林業経営に適さない人工林で実施する施策を取りまとめたものとなります。なお、基軸1の中の施策1-1の治山対策の推進や施策1-2の流域治水対策につきましても、必要に応じてこの3区分、どの区分においても実施するものとなりますので、右の青丸枠でどの区分にもかかるように表現しています。

また、基軸2、右側ですけれども、持続的な林業経営の推進に関しては、この下、赤枠で示します、林業経営に適した人工林等で実施する施策を取りまとめたものとなります。

最後に、下の基軸3、長期的な維持・保全を支える取組については、基軸1、2の基盤となる施策や共通する施策を取りまとめたものとなります。

本日の部会では、この3つの基軸の個別施策について、現状、課題と取組方向性（案）を説明させていただきますので、各施策の取組方向性（案）について、違和感はないか、問題はないか、それから追加で考慮すべき事項がないかなど、これについて御意見いただきたいと思っております。

なお、個別施策の説明の後にケーススタディーとしまして、具体的な地区を例に森林整備指針での4つの森林区分、それから森林経営計画、山地災害危険地区、こういったエリアが実態としてどのように重なり合っているか、それと基軸、ここで示します基軸1、2と個別施策がどのように当てはまるかといったところのイメージをお示しさせていただきたいと思っております。

個別施策の実施方針の検討につきましては、次回の部会で、より詳細な範囲に絞ったケーススタディーにより、どのようなことに留意し、誰がどのような対策を行うのか、各主体で取組を進めてもらうに当たってゾーニングや対策内容の情報をどのように分かりやすく示していくか、こういったところの議論を進めたいと思っております。本日は、このケーススタディーの説明のところにつきましては、次回の前段としてのもとなりますので、その取りまとめ方についても御意見いただければと考えております。

次のスライドを御覧ください。

ここからは、各基軸と個別施策の説明になります。

基軸1については公益的機能の維持増進という形でまとめておりまして、ゾーニングとしては、先ほど説明しましたとおり、主に林業経営に適さない人工林と治山対策の必要な森林ということになります。

施策1-1の現状については資料左上と右の表のとおりで、課題としましては、危険地区での治山対策がまだ4割弱で、早急に対策を進める必要があることと、山地災害危険地区の見直し調査により新たな危険地区の増加が予想されることとなります。

こういったことを踏まえた取組の方向性（案）としましては、危険地区の見直し調査結果や航空レーザ計測データなどで得られる状況を踏まえ、治山対策の全体像を府民に分かりやすく示すこと、また、より効果的な治山対策を推進していくこととなります。

次のスライドを御覧ください。

こちら、同じ施策1-1になりますけども、治山施設の長寿命化・機能強化の取組の方向性（案）となります。今、長寿命化対策としての治山施設の点検をどんどん進めているんですけども、その完了時点に見込まれる健全度Ⅲ、Ⅳの施設が228ぐらいに推計されるようになっております。一方、老朽化対策というのはこれまでほとんど実施できていないということを受けまして、方針としましては、山地災害危険地区の危険度が高く、保全対象に近接するなど、特に下流への影響が大きくなることが見込まれる健全度Ⅲ、Ⅳの老朽化施設の解消、これを方向性（案）としております。

次のスライドを御覧ください。

こちらは流域治水対策の推進になります。昨年度からは、大阪府森林環境税による森林区域における流域治水対策の取組を開始し、取組強化を進めているところですが、増加する洪水災害への防災対策として河川砂防部局との連携がより重要となることから、連携や役割分担を明確にし、効率的、効果的に、土砂・流木流出抑制対策や山地保水力向上対策

に取り組むことを方針案としております。

次のスライドを御覧ください。

次は施策1－3、市町村が取り組む森林管理の支援に関するもので、こちらの現状としましては、資料左上と右の図表のとおりとなっております。府内の人工林面積に対しまして林業経営が見込まれる森林が現状2割程度となっております。今後放置されると想定される人工林は全体で約1万4,000ヘクタールほどに上ることから、これらをもどのように健全に維持していくかが課題となっております。これを受けまして、施策1－3では、市町村が取り組む広葉樹林への誘導・転換を支援することで、府内森林の管理コストの低減に努めていくことを方向性（案）としております。

次のスライドを御覧ください。

こちら、施策1－4、民間活力による森づくりです。右の図ではアドプトフォレストの活動地を示しているんですけども、府内では41団体が現在活動に取り組んでいるところです。これに加えまして、今年度からは、企業版ふるさと納税による寄附募集の開始によりまして、より多くの企業や団体が森づくりに参画できる状況というふうにはなっております。

課題としましては、資料の真ん中で示す3点となっております。これらを受けまして、寄附などに対するメリットを分かりやすく示し、活動の定着化やさらなる参画意欲の向上を図ること、企業による森づくり活動の自立化・活性化を図ること、こういったことを方向性（案）としております。

次のスライドを御覧ください。

ここからは、冒頭の赤枠で示しました林業経営に適した人工林などにおける基軸2、持続的な林業経営の推進の施策となります。

施策2－1は林業経営の効率化・基盤強化です。

現状と右のグラフを見ていただいたとおり、府域の林業活動はかなり低調な状況が続いておりまして、50年生を超える人工林が8割ということで、林齢構成が偏った状況となっております。

課題としましては、素材生産コストに対して材価が低く、再造林・育林費用が確保できていないという状況があることと、伐木・造材の機械化や木材運搬の効率化による省力化・低コスト化の導入が難しい状況というのが挙げられます。

これらに対する取組方向性（案）としまして、大阪府の地形特性に応じた施業システム

の構築と、採算性の高い林業経営を見据えた森林経営計画に対する優先的な支援としております。

次のスライドを御覧ください。

施策2-2、こちらは新技術の活用支援です。

先ほどの施策の課題にも共通するところがありますが、府域の自然条件や経営規模に適した新技術に関する知見や収益確保のモデルケース、こういったものが確立できていないということが府にとっての課題となっております。また、事業者側としましては、こういった新技術の導入に対しまして、初期投資の回収、また、そういった技術を使いこなせるかといったところへの不安、こういったものが課題となっております。

これらに対する取組方向性（案）としましては、府でICT重機や特殊機械の導入に向けた支援、それから技術研修会、こういったものを開催し、採算性の高い効率的な林業経営を目指していくこと、また、林業情報のシステム化など林業DXを推進することとしております。

次のスライドを御覧ください。

施策2-3は森林資源の有効活用です。

「伐って、使って、植えて、育てる」という持続的な林業経営サイクルの中の「使って」の部分としまして、本プランの施策として示すということとしております。おおさか材認証制度や大阪府木材利用基本方針に基づく府内産材の利用促進などに対し、多様な需要にも応じる供給体制の構築、厚みのあるサプライチェーンの構築、認証制度を改正クリーンウッド法に適応した制度に変更すること、こういったことを方向性（案）としております。

次のスライドを御覧ください。

ここからは基軸3、長期的な維持・保全を支える取組となります。

施策3-1は、労働力の確保・人材育成です。

右グラフの従事者数、それから新規就業者数の推移のとおり、森林整備の推進や持続可能な森林経営のため、とりわけ将来を担う若手従事者が不足しているということが課題となっております。

方向性（案）としましては、この施策3-1は、大阪府林業労働力の確保の促進に関する基本計画というのが別途ございまして、こちらで新規就業者の確保や若手人材育成に取り組む方針を定めていますので、同様に方向性（案）としてお示ししますけれども、本部会では参考として御確認ください。

次のスライドを御覧ください。

こちら、施策3-2は、前回部会で御意見いただきましたレジリエンスに関する方向性（案）となります。

大規模災害の頻発化に対し、予防策・初動対応の強化、それから早期復旧、こういったところのレジリエンスの向上の機運が高まっているところですが、大阪府でも既に取り組を進めている部分もあります。

ただ、中段の課題で示していますとおり、被災後の復旧には多大な財源と労力を要することや、それから、初期対応、早期復旧に向けたICT機器の活用、こういったものをどんどん進めていくことが課題になっております。

そこで、方向性（案）としましては、災害耐性に強い樹種への林相転換、多様性があり災害に強い森づくり、ICT機器による調査・測量を推進していくとともに、右下の例で示しているんですけども、林道の災害時迂回路としての活用支援、こういったものも方向性（案）として示しております。

次のスライドを御覧ください。

最後になります。施策3-3、府民への見える化です。

本プランの策定というところで第1回でも説明させていただいたとおり、今後、長期的な森林の維持・保全に関する取組を分かりやすく示していくことというのが非常に重要となっています。

そこで、山地災害危険地区の見直しに伴い、危険度ランクや森林の管理状況、治山対策の実施状況及び今後の事業計画について分かりやすくしてウェブ上で公開するなど、こうした見える化に取り組むことと、また、SNSやユーチューブ動画、こういったものを活用して、あらゆる機会を捉え、府民の目に届く広報に取り組むこと、これを方向性（案）としております。

ちなみに、右下のもずやんが写っているのは、昨年度から始まりました大阪府環境税の流域治水対策の広報の一環としまして作成しましたユーチューブ動画となっております。本日は、時間の都合で回しませんけども、また御機会あれば御覧いただければと思っております。

本日御意見等いただきたい各施策とその取組方向性（案）については以上ですけども、冒頭に説明しましたとおり、具体的な地区をケーススタディーとして用意しておりますので、森林整備指針での4つの森林区分や森林経営計画、山地災害危険地区のエリアが実態

としてどのように重なり合っているかというのと、この基軸 1、2、個別施策がどのように当てはまるかというところを続いて説明させていただきます。

【杉山森づくり課主査】 それでは、引き続きまして、22ページを御覧ください。

あまり縮尺を寄り過ぎますと重なり具合が近過ぎて分かりづらくなるのかなと思います。今回、ケーススタディーとしまして中流域を一単位としまして、1つ目に河内長野市の天見川流域、2つ目に茨木市の佐保川流域という形で、2例参考に例示したいと思いません。

まず、①の河内長野市の事例です。

次の23ページを御覧ください。

こちらはまず、区域の概要ということで、航空写真を切り取ったものとなります。南北に通る天見川に沿いまして南海電鉄の高野線と国道が通っておりまして、南に和歌山県に抜けることができます。北の南海美加の台、三日市町から市街地が広がり、もう1駅北へ行きますと河内長野駅でして、市の中心部となるような位置関係となっています。こちらにまずは森林整備指針の4区分を落とし込みます。

次の24ページを御覧ください。

全般的に、①資源循環林、②広葉樹への誘導・転換の茶色系統が多く見られます。河内林業地帯として、スギ、ヒノキの人工林が多いのがお分かりいただけるかと思います。

25ページをお願いします。

この中で④、濃い緑のところは若干あると思うんですけども、④の自然遷移林はそのまま、先ほどのゾーニングの考え方の黄色のゾーニング、自然のまま維持する森林に当てはめることができます。

次に、ここに森林経営計画地をピンクの塗り潰しで重ねたのが、次の26ページになります。26ページを御覧ください。

山間部の人工林を中心に、森林経営計画が立てられているところになっております。

27ページに行きまして、この森林経営計画地は主にゾーニングの赤、林業経営に適した人工林等として、基軸2を活用して持続的な林業経営を推進していくこととなります。ただし、経営計画自体は追加や廃止の可能性もあるため、その場合は見直しが必要となります。

ここから次に、山地災害危険地区のレイヤーを重ね合わせます。

28ページを御覧ください。

赤が山腹、青が溪流の危険地区とお考えください。こちらを見ますと、山間部、市街地の森林において、危険地区が比較的一様に指定されている状況となっております。

さらにこの危険地区の危険度のランクを区分したのが、次の29ページでございます。29ページを御覧ください。

メッシュの細かいものから順に危険度のA、B、Cランクとなっておりまして、山腹の赤の危険地区が全部で29か所、溪流の青の危険地区が20か所指定されております。

30ページに移りまして、青の点線で囲った部分は、特にゾーニングの青、林業経営に適さない人工林として、基軸1を活用して公益的機能の維持増進が求められる区域であることが抽出されます。

また、31ページに移りまして、市街地周辺の①、③の薄系統の色は傾斜が緩やかな箇所になりますので、青の点線で囲った部分などは経営計画が現状ない区域でございますので、広葉樹転換を図ったり、あるいは民間活力による森づくりなども可能な区域であると考えられます。ここからさらに保安林を重ね合わせます。

32ページに移ってください。

府内の保安林指定率は、先ほど御説明ありましたが約32%となっており、この区域におきましては、山間部において保安林指定が一定進んでいるものの、下流部の指定は低位な状況となっております。

ここからは、分かりやすくするために危険地区のAランクのみに絞った表示にしていますが、次の33ページに進みまして、青の点線で囲った部分はゾーニングの青の林業経営に適さない人工林で、かつ現状保安林が未指定地ということで、基軸1を活用して治山対策や保安林指定を進める必要がある区域であると考えられます。

このような重ね合わせで、右上の3つのゾーニングの大まかなイメージを共有いただけるのではないかなと思います。

次の34ページからが、②としまして、北摂山系の茨木市の佐保川流域を参考に御説明いたします。

こちらは北摂山系となっておりまして、4区分も緑色系統の広葉樹林が主体の区域となっております。これに先ほどと同じように、まず森林経営計画を重ね合わせます。

35ページを御覧ください。

人工林も少ないためか、山間部の一部でのみ経営計画が立てられております。

ここに同じ流れで、山地災害危険地区と保安林を一度に重ね合わせたものが、次の36

ページになります。

危険地区につきましては山間部の森林において指定されていますが、下流の市街地周辺は傾斜が緩やかであるため、指定は先ほどの河内長野市と比べますと少ない状況です。また、保安林の指定も現在のところは区域の一部にとどまっておりますが、赤点線で囲ってある危険度のAランクの地区と重なっているというのが、お分かりになるかと思えます。

37ページに移りまして、下流の傾斜の緩やかな③の資源管理林ですが、例えば民間活力による森づくり等が可能な区域であると考えられます。

以上、2地区の、前段の府域の森林の維持・保全に関する方針等の検討と、そのための重ね合わせのケーススタディーにつきまして、事務局のほうからの御説明をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**【増田部会長】** どうもありがとうございました。

本日の大きな議題でございます方針についてというところで、ケーススタディーも含めて御報告をいただきました。どこからでも結構ですので、お気づきの点、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

**【栗本委員】** それじゃ、よろしいですか。

**【増田部会長】** どうぞ。

**【栗本委員】** 17ページで、森林資源のことですから、一言、皆さんに御説明をさせていただきますと思います。

課題なんですけれども、需要に対して供給対応ができていない、それから、府内産材の生産量や取り扱う事業者が少なく、納期の長期化や製材品価格が割高となっている、クリーンウッド法に対応していない云々となってございますが、現状を申し上げますと、一般論としてはそのとおりだろうと思います。木材は国際的な価格になっておりますので、製材業者さんは流れ作業的に製材品、木材を集めて、どんどん生産しておりますから、そこに府内産材を利用したい、府内産材を用意してくれと言われれば、大手の業者さんはその流れを止めて府内産材を購入して、そこにラインに乗せるということになりますので、それは当然高くなります。従来の芯引きのような小ロットのところは、それなりにコストがかかりますので高くなる。

一般論としてはそのとおりなんですけど、例えば府内産材を扱っている私どもの市場では、ほかの、例えば隣接県等の木材より大阪府内産材は高いかというところ決してそうではなくて、むしろ奈良県なんかには比べたら安いぐらいですし、森林組合が製材している製材工場にお

いては、私が組合長をしている10年以上の間で黒字になったことはほとんどなくて、ずっと赤字です。その中でたとえ1回か2回黒字になったとしても、それは事業部門であって、そこから管理費が賄えるぐらいの黒字になったことなんてほとんどないです。

それが状況ですので、これだけを読むと長期化や割高になっている府内産材という誤解を生じますので、実態のほうはぜひ知っていただきたい。一般論としてはそのとおりで、大阪の隣接の府県に問い合わせても、府県産材を指定する場合は割高になっていますという事ですので、そういう製品の供給の状況の中でどうしていくのかということをお検討ぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【増田部会長】 はい、分かりました。

事務局はよろしいでしょうかね。御指摘ですので。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい。

【増田部会長】 ほかはいかがでしょうか。

私のほうから何点かあって、例えば今の17ページでいうと森林資源の有効活用、これ、単断面的に書いているんですけど、流域治水との関係性みたいな話で、流域内でのサーキュラーエコノミーというんですかね、何かそういう視点を入れることが流域対策になっていくん違うかと。

特に気になっているのが森林環境譲与税。全く違う流域のところの木材を利用しているという、木質化なり木材利用が大阪の場合は非常に多いですよ。供給量、ロットが少ないということもあって。ただし、流域という概念をやっぱり利用という概念の中にも投入すべき違うかなと思っているんですけどね。だから、例えば堺なんかでいうと、石津川流域と石川流域ですよ。そういう話の中で、同一流域の中での展開であったりとか、そういうふうなことが考えられないかというのが資源のところについては1点です。

もう1点、この資源のところ、ちょうどこの17ページの認定地区と書いてある、色がついている市町村がありますね。これは多分、何らかの意味の林業活動を活動している市町村ですよ。市町村の扱いというのは13ページ目にあるんですけど、市町村、こんな平坦ではないと思うんですよ。要するに林業経営をしている市町村と森林のない市町村と、それと、主に遷移林もしくは広葉樹林化というところを占めているところ、この辺りを一律に扱うのではなくて、やはり分類して施策展開をしていかないと有効ではないんじゃないだろうと思うんですけどね。かなり極端に市町村によって違いますよね。そのあたりはかなり平板的に書かれているので、その辺がやはり戦略を変えて展開しないと、

林務課のないところもあればというあたりで、というところなんですね。ただし、森林環境譲与税は各市町村に下りていっているものですから、全然戦略を変えないとという話が2点目ですね。

3点目は、アドプトフォレストのことが書かれているんですけど、これの推移みたいなやつが、始められたときは結構急激に箇所数が増えたと思うんですけど、近年の動きはかなり停滞しているんじゃないかと思うんですけどね。それともゼロカーボンの時代に入って増えていっているんですかね。どうなんでしょう。アドプトフォレストというのがかなり全面的に打ち出されていますけど、停滞していないですか。

**【塩野森づくり課長】** アドプトフォレストについては、企業からの要望は一定ある中、それにマッチングできるフィールドというのがなかなかうまく具合にいていないというのもあるので、数としては、そんな極端に箇所数は増えていないというのが実情になります。

**【増田部会長】** そうですよ。だから、その辺がなぜ増えないのか。ゼロカーボンの意味からいうと、企業活動としては、ある意味、志向性が高まっているはずやけど、具体的に伸びていていないと思うんですよ、急激には。そんなことを考えると、やはりなぜアドプトフォレストが成立していかないのかというその辺の課題整理をしないと、ここに書いてある企業等による森づくり活動の定着化とか、寄附による見える化とか、サポート体制の必要性という、こういう課題整理では戦略につながれへんと思うんですね。今、少し口頭でおっしゃっていただいたように、例えば企業側のニーズはあるけれども、それを提供できる側の林地側が提供できないというようなネックがあるとか、どういうネックがあってマッチングが成立していていないのかという、その辺の課題整理をしないと次の展開論へつながっていかないと。

同じ企業の話の中でいうと、ヤンマーであったりとかクボタであったりとか大阪発の農業機械があって、農業部門ではレンタル方式の社会実験みたいなことをされていますよね。多分、林業ではまだないですよ。大型林業機械のレンタル社会実験みたいな、何かそういうことも基本的に企業側に働きかけるというような戦略も必要なん違うかなと。

だから、先ほどの栗本さんの話なんですけど、この課題のあたりが、やっぱり次の基本方針につながっていくための具体的な課題整理をしておかないと、一般論としてはよく分かりますねという課題整理のレベルでは次の戦略へつながらないと思うんですよ。だから、新技術の活用支援なり、そのあたりとか、あとは大型機械化とかスマート化という話の中

で、要するに大阪府という大都市圏を見てみると、やっぱり林業機械の要するに本社みたいなやつがあって、そういうところとのマッチングをどう進めていったらいいのかみたいな、何かそういう具体的戦略論につながっていく議論をしないとイケないのではないかなと思っているんですけどね。

あともう1つは、ケーススタディー以外、一気にいきますけど、人材育成に関しては、農業に関しては多分、各都道府県全部、農業大学校を持っていると思うんですけども、林業はないですね。それを自前でできるのか、あるいは森林組合でできるのか、あるいは林業県への派遣事業みたいな、派遣というんですかね、研修費用の負担みたいなことをして、林業県に学習に行ってもらおうというような話と、もう1つは農業なんかでやっている認定制度みたいな仕組み、そのあたりが適用できないかと。農業でやっている国版認定農業者とか、府は特殊な事情ですから府版のやつをつくったりとかやっていたり、あるいは匠の仕組みを入れたりとかいう、何らかの意味で、もう少し大阪でも林業をやっていますよということの見える化みたいなあたりが、何かそういう認定制度みたいなところとつなぎ合わせないと見えない。大阪府民って、ほとんど大阪で林業されてないん違うかなと思っているんですけどね。だから、そのあたりのつなぎ合わせというんですかね、何かそんなあたりも必要になってくるん違うかなと。

ちょっと気づいた点、羅列的になりましたけど、そのあたりが方針へつながっていくのではないかなと思うんですけどね。

ほか、いかがでしょうか。宮田委員、どうぞ。

【宮田委員】 私、その基軸1の公益的機能の維持増進の4つ、1-1から1-4で挙げられているんですけども、このアクションプランの最後の目的のところとしては、全体像を示して進捗状況を整理できるようにするというのが最初に挙げられているので、1-1なんかは何%みたいな感じで分かりやすいと思うんですが、3も割と進捗としては示しやすいかもしいんですが、1-2とか1-4なんかは、なかなか最終的に100%がどこまであって、その中、今、何年たって進捗何%と示すとすると、取組の方針の最後、数年後、ここまで進みましたみたいに言うときにちょっと示しにくいのかなという気はしています、その辺をこの1-1、2、3、4と並列で示すのがいいのか、もうちょっと別の施策の立て方にするのがいいのか、その辺は今すぐこうしたほうがいいのかというのはないんですが、同じような、最後の進捗状況としてはちょっと示しにくいのかなという気がしています。

【増田部会長】 それと、それに関連すると10ページね、これは後のケーススタディーにもよるんですけど、せっかく8ページのところで4つの森林区分をベースにしながら展開をすると言いながら、10ページに行くと保安林。そしたら、保安林は具体的にこの4区分でいうとどういう配分になってるんやというのが途端に出てこないんですよ。せっかく基軸として4区分をベースに展開していきまうと言いながら、次のページに出ていくと、その4区分が見えないんですよ。どうなんでしょう。森林面積の3割ぐらいが保安林なんですかね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 そうですね。

【増田部会長】 保安林の中で、4区分でいうとどんな区分になっているんでしょうか。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 保安林が4区分の、どれが、どれに、どれぐらいというのは検証をまだしていないんですけども、それをちょっと見やすくするために、ケーススタディーの中で4区分のところに保安林を重ねてみたという図を今回入れさせていただいていた。

保安林は森林の4区分に対してかかっているというよりは、比較的上流の水源地域とか、特に山地の深いところを中心に保安林がかかっているという傾向にはなりますので、それに対して逆に森林区分が後からといいますか、森林区分があるから保安林をかけているというよりは、その場所に対して、水源地域だから水源涵養保安林をかける、土砂流出の危険があるからかける……。

【増田部会長】 いやいや、そういうのはいいですよ。単純に言っているのは、保安林の区分の中の4区分の割合はどうなっているんですかということの統計処理はあるんでしょうかということなんです。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 それはまだしておりません。

【増田部会長】 ケーススタディー全部そうなんです。重ねるだけでは何ら議論にもならないし、見える化にならないんです。これは全部GISのオーバーレイ手法を使っているはずですから、すぐに区分別統計処理ができるはずなんです。ところが、ここに出てきているやつはその統計処理が一切なくて、目で見えてどれぐらい重なっているんですかという。それではケーススタディーとして、あるいは府民への見える化というところで、説明できないんですよ。GISの機能はその辺が非常に優れていますので、オーバーレイ解析をして、すぐにどんな面積比率になっているかというのを数値でぜひとも示していただきたいと思うんですけど。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 分かりました。次回、今回示していますのは比較的大きい区域になっていますので、もうちょっと絞り込んだときに今おっしゃられたところの区分整理をして、表ですね、保安林と4区分、どういうふうな割合になっているかというの示したいと思います。

【田中みどり推進室長】 先生おっしゃられるように、現実には森林経営計画地内で保安林が指定されているとか、山地災害危険地区に入っているというところはかなりあるんです。そういうときに、同じような経営計画地内で制御するのか、やっぱり防災に公益的機能が発揮できるような制御にするのかということころは、今回の議論の中でも今後させていただければとは考えています。

【増田部会長】 多分ケーススタディーをやった結果、この基軸1から3でしたっけ。3はケーススタディーしても変わらないと思うんですけど、基軸1、2は変わる可能性があるんですね。オーバーレイ解析をしてやった結果、こういう区分で本当に成立するのかどうかというのはフィードバックがかかると考えていただいたほうが良いような気がするんですけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 あと、保安林の区分するときなんですけども、先ほど申しました保安林の指定種別がありますので、水源涵養なのかと土砂流出、崩壊とかって、災害対応の保安林なのか、それ以外なのかということころは分けてやったほうが良いのかなと思います。

【増田部会長】 だから、ケーススタディーを通じて変更しないといけない基軸と、ケーススタディーしても問題ないところとあろうかと思うんですけどね。だから、今、室長さんがおっしゃったように、基軸2なんかの施策2-1の林業経営の効率化・基盤強化みたいなこのあたりが、本当に防災という視点で見たときにどっち向きの、要するに効率化とか、効率化をされても災害対策の防備のほうを高めないかんとか、そういうのが出てくるので、平面的じゃなくなると思うんですけどね、ケーススタディーしたら。それが反映できると非常に面白いと思うんですけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 分かりました。次回に向けて、ちょっと作業してみます。

【増田部会長】 ほか、いかがでしょうか。川浪委員、どうぞ。

【川浪委員】 ちょっと頭の整理をする中での確認なんですけれど、今御説明いただいたのは、思想としてゾーニングの考えはしっかり持っておられて、そのゾーニングに応じ

てどういう基軸で施策を展開するのかというようなプランもお持ちなんですけれども、実際に具体のゾーンを現実の森林に落としているということはまだやっていないので、今回はそういう、落としてみて実際こういう施策の展開というのがフィットしているのかどうかというのを確認するという議論だと受け取ってよろしいでしょうか。

【増田部会長】 そうですね。多分、それがケーススタディーの持っている意味だと思います。

【川浪委員】 そうしますと、今まで基軸の御説明を伺って、今までの議論にもちょっと出てまいりましたが、施策がフラットに提示をされていて、あまり実際に重ねてみると独立したものじゃなくて、まとめて考えないと現実にはできないんじゃないかというようなお話がありましたけど、それは今後、実際のゾーニングを落としてみて、そこにこういう施策をはめてみると、実はフラットじゃなくて、まとめて考えないといけないとか、そういう議論を次回に向けてやっていくという、そういう理解でよろしいですか。

【増田部会長】 そうですよ。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい。

【川浪委員】 分かりました。そうしますと、施策でいきますと基軸2の2-1と2-2のところで、人工林の林業経営を持続的に効率的にやっていくための施策ということで御説明いただいたんですけど、中身を見ていますと、施策の2-1のほうは、今、基盤とする林道があまり規格がしっかりしていないので、新しい機械を導入したり技術を導入したりするのが少し難しい状況にあるというのを書かれておまして、そういった状況に応じてシステムを考えていくということだと思ったんですけど、2-2のほうでは、もうちょっと大型化をすとか新しいものを入れるというような思想がかなり表に出てまして、ただ、基盤が整備されていない状況でそういうのを導入するのはなかなか難しいと思いますので、2-1と2-2というのはちょっと一緒に考えたほうがいいのかと思っておられます。

以上です。

【増田部会長】 ありがとうございます。

何かコメントございますか。そういう認識でよろしいでしょうかね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい。2-1、2-2はちょっと切り離せないところがありまして、それを基軸2という形で大ぐりにさせていただいたところなんです。書いていまして、この新技術のところは結構やはり遅れているところはあるので、強化

したいということで、さらに抜き出して書いたというふうに御認識いただければと思います。

【増田部会長】      ありがとうございます。

栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】      先生がおっしゃっていた流域内のサーキュラーの、17ページの写真に載っている江坂ひとときテラスというのは、これは材は能勢町でして、吹田市と能勢町は連携協定を結んでいまして、そういういい事例でここに載せておられるんだろうと思います。

おっしゃるとおり流域内で使うということが理想的でして、そういったようなことを、例えば公共施設のときには特記仕様書なんかには、単に府内産材ということではなくて、どういう目的で府内産材を使うのか、流域の森林管理のために使うのかというような、特記仕様の中できちんと説明をするということが、業者さんが買うときにもモチベーションがちょっと違いますので、そういう説明が必要かなとは思っています。

それと木材の価格についても、標準的な木材の価格という、この流域も含めて府内産材の木材の価格というのはこの程度なんですということを、物価版じゃないですけど、どこか公共的なところが年に1回ぐらい調査をされて、これぐらいの金額ということをおお体知らせておくということも、これも公平性とかいろんな意味で担保する上でも必要かなとは思っています。

【増田部会長】      ありがとうございます。

他にございますか。どうぞ。

【東委員】      広葉樹林への誘導・転換とか自然遷移とか、あと、林業経営と、なので、多分流域に入るところなのかもしれないんですけど、結局、治山とか土砂流出防止とかって、多分下層の植生の状況だとか、多分広葉樹林へ転換するというのはつまり放っておくということだと思うんですけど、最近、鹿が多くて食害があって、放っておいても結局地面に何も生えてこないだとか、それこそ鹿が食べないものだけになってしまって、それが結局、治山に対してどういう影響を与えるとか、まだあまり分かっていない状況なんですけれども、今回のこのプランにはそういう獣害に対するアクションだとか、あと、ナラ枯れ、松枯れも今一応、一段落しましたけれども、やはりナラ枯れが起きた後にどれぐらいそこで災害が起きたかとか、松枯れも、大阪府では今、統計を見ているとこの2年間、全くどこも松枯れが起きていないとなっているんですけど、兵庫県とかは今年またもう1

回盛り返して、10年、15年ぐらいで多分1回収束して、生き残った松が10年ぐらいたって、もう1回今、松枯れが起きている地域とか結構出てきているんですけど、そういうのが多分繰り返し今後も起きると思うので、そういったところのアクションがあってもいいのかなとは思いました。

あと、民間の活力のところ、これも植樹活動とかにふるさと納税を使えるということなんですけど、植えるだけじゃなくて、皆さんボランティアの方にお聞きしていると、植樹活動よりも、植樹したときの例えば鹿柵を囲ったりするとか、そういうところのお金がなくて困っていらっしゃる、そこにマンパワーがなくて困っていらっしゃるというほうが最近よく聞く話なので、そういうところの視点があってもいいのかなと少し感じました。

**【増田部会長】**      ありがとうございます。

特に先ほどの獣害の話については、指針をつくったときに4区分以外に共通する項目としてというので、当然防災はあって、もう1つ獣害がございましたよね。そのあたりも、多分獣害も全然地域によって違いますよね。

**【樋口森づくり課森林整備補佐】**      違います。

**【増田部会長】**      北摂で起こっている鹿害と、生駒山系がそろそろ鹿害が入りそうやというのと、金剛・和泉葛城山系は幸いなことにまだ鹿害があまり顕在化していないみたいな、何かそういうことで、市町村への支援のあたりで、やっぱり状況の違う対策をしていかないといけないみたいなことをぜひとも取り上げていただきたいと思う。一律ではないのでね、市町村といっても。

せっかく森林整備指針をベースに展開するので、8ページなんかで、新たにやっているのではなくて、この森林整備指針のときに、この4区分にかかわらず防災という視点は非常に重要な視点だということを整備指針でも取り上げている話ですので、その辺、抜けないように、指針をうまく受けていますということをちゃんと位置づけといてほしいなと思うんですけどね。

**【樋口森づくり課森林整備補佐】**      分かりました。この8ページは基本方針ということで一番最初に書く部分になりますので、整備指針のところの関連性をしっかり冊子にするときには書き込むようにさせていただくのと、あと、先ほどの獣害の話でいきますと、例えば今、増田先生がおっしゃられたところも含めまして、13ページの市町村が取り組む森林支援、こういったところで、我々としましては人工林で経営が難しいところを広葉樹林化していくことに対しての支援をしていきたいというふうの方針として書いておりました。

て、その詳細な手法としまして、今、東先生がおっしゃられたような獣害柵という方法もあるでしょうし、場所によっても、北摂地域でも鹿が多いところ少ないところというのはやっぱり差がありますので、それに応じたところになるのかなと思っておりまして、ここをより掘り下げるときに、また改めて議論とかさせていただければと思っております。

【増田部会長】 しつこいようですが、ここ13ページで書いてある課題は、今、大阪の特徴としては市町村によって全く違いますみたいなことが課題として認識されていないように見えるんですよ。全く違うわけで、一律の展開論はできないので、そのあたりを市町村という形でいうと、状況に応じた対策みたいな話が、あるいは戦略がないと成立しないみたいなことを、やっぱり基本的な課題認識として捉えておいてもらいたいと思うんですけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい、人工林が少ないところだと、ナラ枯れ中心に作業をやったりとかしていますのでね。分かりました。

【増田部会長】 リモートで御参加いただいています長島委員、三好委員、いかがでしょうか。

【杉山森づくり課主査】 長島委員からチャットで今入れていただいています、代読をさせていただこうと思います。

【増田部会長】 分かりました。

【杉山森づくり課主査】 「すみません、途切れ途切れで議論全体の内容は正しく把握できない状況です。スライド13、放置されると想定される人工林1万4,000ヘクタールは森林経営管理制度の意向調査に基づくものなのか、1万4,000ヘクタールは全て林業経営不適地なのか。不適地であれば広葉樹林への転換という方向性はいいが、不適地でないのであれば、林業事業体によって林業を実施する方針とすべき内容に思われる。この項目と森林経営管理制度との関係を明確にすべきではないかと思われる」との御意見を。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 これなんですけども、1万4,000ヘクタールの試算につきましては、今、長島先生の御質問にある意向調査を踏まえたものではありません。単純に現在のスギ・ヒノキ人工林が2万6,868ヘクタールというものがある中で、現在の大阪府域における治山、森林整備、森林環境譲与税、そういったものを全部ひくると間伐実績が380ヘクタールぐらい、10年平均ですけども、ありますので、これを実態として林業経営をやっている面積と捉えますと、この13ページの右下にあるんで

すけども、資源を循環させる上で伐期を100年とした場合に、標準的な間伐でいくと3回ぐらいということになりますので、この380ヘクタールというものを100年間やって、それが3回ですので、3で割ったという数字を引いた数が単純に1万4,000になるというものになっています。

あくまでこれは試算ですので、長島先生がおっしゃられるように実際のところは各市町村におけるその意向調査、それから、基軸2のところでも説明しましたような林業適地、モデルとか採算性を検証した上で、どこで継続的に林業していけるのかというのをさらに絞り込んでいくことによって、この数字というのは変わってくるとは思っております。

【増田部会長】 分かりました。ありがとうございます。御指摘ありがとうございます。

【杉山森づくり課主査】 三好先生からもテキストでいただいています。あと、長島先生はもう1つございまして、「スライド14、企業による森づくり活動の自立化とはどのような内容を指すのでしょうか。民間企業が林業を実施するという事なのでしょうか」というテキストに入れていただいております。

【増田部会長】 これはどういう意味でしょう。

【塩野森づくり課長】 ここで言っている自立化というのは、それぞれの活動地において、一応その右側の事業者さんが一定の契約期間の中できちりと取組を進めていただくという意味合いでして、将来的にその後の森林を見たときに、そこが将来像に向けて維持されることが担保されるというところまでを想定した自立化ということではないと、ここで書いているのはそういう意味になります。

【増田部会長】 これね、例えばこの頃、大学なんかシーズ・ニーズの企業マッチングの会って結構やるんですよね、共同研究費を獲得するために。例えば府内でいろんな森林ボランティアの団体がいっぱいありますよね。そこはどこもやはり活動を継続するための資金源というのに非常に困られているわけですよね。それはシーズですよね。ニーズとしては、企業がCSR活動なり環境保全活動として活動したいと。ただし、今言ったような適地がないとか、そういう機会もないと。これのマッチングみたいなやつを、例えばそういう企業の前で市民ボランティア団体に自分らの活動内容を発表していただいて、さあ、ここに投資してもらえませんかというような、そういうマッチング会みたいなやつも1つやと思うんですけどね。何らかの手だてをしないと、今までどおりのホームページにアドプト制度がありますよというのを掲げているだけでは、もう前に進まないんだと思うんです。

特に今どういう状況が起こっているかという、リタイア層の市民ボランティア団体がもう限界に来ているんですね。団塊の世代が基本的に全て後期高齢に入ってきて。そうすると、全く違う連携を模索しないと市民ボランティア団体が継続しないんですね。そういうときに、市民ボランティア団体に、自分らのやっている活動のよさと課題みたいなやつを企業の前で発表してもらって、さあ、その活動に連携できる企業とマッチング会をすると、何かそんなのも有効かと。そういうことをしないと、今、市民のボランティアはもたなくなっているんですね。

だから、ここで書いてある自立化・活性化というのは、どちらかという市民ボランティア活動を企業の力を得ることによって自立化とか活性化が起こるという意味やと思うんですけどね、書いておられる意味は。そのためにはそういうマッチング会みたいなやつも必要なんではないかと思うんですけどね。

**【塩野森づくり課長】** 先生おっしゃるように、まさにそういうことを今後考えていかないといけないところがあって、現状のところ少し、2つ目に書かせていただいている企業版ふるさと納税というの、今回ちょっとそういった企業さんが出てきているんですけども、この場合は一定の資金をそういう活動に充てたいということでいただきますので、まさにそういったマッチングをするような形で、各企業さんがふるさと納税という形で資金を提供いただける、そういうふうな仕組みも含めて考えていく必要があるのかなと思っております。

**【増田部会長】** この辺なんかも、特に府が捉えているというよりも各市町村がそういう団体を捉えているケースが多いんだと思うんですね。だから、府が直接捉えているよりも市町村を介してそういう仕組みをつくらないと、多分、広域行政の立場ではその辺が抜けてくるので、やっぱり市町村行政との連携みたいな話が非常に重要になってくるんだろうと思うんですけどね。

**【田中みどり推進室長】** そのボランティア活動なんですけども、今、大きくアドプトフォレストみたいに企業の社員がCSRとしてやっているパターンと、今、うちの課長が言ったような資金を提供するパターンが大きく2つあるわけなんですけど、アドプトフォレストみたいな形がちょっと行き詰まっているという中で、やっぱり行政がなかなかおんぶにだっこ状態で始めちゃっているんですね。なので、マンパワー的にこれ以上増やせないみたいなのところもあるわけなんです。

そういうボランティア団体による森林整備というのを、府内の森林保全のための1つの

パーツとしてどこまで期待できるかというところとか、府が例えばゾーニングしたときに、そこに住むボランティアさんが行ってくれるかという、やっぱりボランティアさんは自分の思いのあるところで自分らのやりたいようにやるので、そこの府全体の考え方とのマッチングといいますか、その辺がなかなか難しく、そこの労力をどう活用するというとちょっとおこがましいんですけども、整合性を取っていくのかというところはすごい悩ましいなど。

【増田部会長】 　だから、その辺の話は、前から言うように、課題にそういう具体的課題が出てこないとな次の展開論が見えないと思うんですよ。ここの3つ、今書いてある定着化とか見える化とかサポート体制という非常に美しい言葉で書いても、次の戦略につながらないのでね。

【田中みどり推進室長】 　その辺は細かく分析して、次回、お示しさせていただきます。

【杉山森づくり課主査】 　三好委員のほうから、「9ページ、基軸1の施策1-1、1-2は全ての森林区分に対応する。また、基軸の趣旨と森林区分の対応が整合していない部分がある。組み直しては？（森林区分との対応も大切だが、まずは基軸として分かりやすいテーマを考え、その内容として区分との実績を示せばよいのでは）」との御意見。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 　この9ページを作ったときに、説明でもちょっと申させていただきましたが、青枠、赤枠でという形でそろえていこうとしたんですけど、書いてみるとやっぱり施策1-1と1-2は当然なんですけど赤、青、黄全部にかかってくるということになっていまして、林業経営でやるかやらないかという大きく2分すればやっぱり基軸1と2になるんですけど、確かに三好先生がおっしゃるとおり、ゾーニングで考えた場合は、この施策1-1と1-2と1-3、1-4というのはちょっと線が分かれるかなと思っていまして、基軸を今、1、2、3という3つの基軸にしているんですけど、これを4つにすべきかどうなのかなとちょっと迷いながら作ったところがあります。

【増田部会長】 　その辺は一度ケーススタディーでオーバーレイ解析した結果、これで本当にちゃんと基軸と呼べるのか、もう少し組替えしないといけないのかは、一度チェックをかけていただいたらいいんだろうと思いますけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 　分かりました。

【杉山森づくり課主査】 　三好先生、3ついただいいていまして、2つ目としまして、「2つ目の意見です。ページ11の着手率など、着手率は進捗状況を時系列に示す情報があるほうがよい。目標を見やすくするための将来計画も必要では。（時間軸での変化の様

子を分かりやすくするため)」。

3つ目としまして、「最後です、府としてできることは、GISでの解析を用いた計画指導とICTなどの外部情報の提供です。その方針を明記したほうがよいと思います」という3つの御意見を今いただいております。

【増田部会長】 ありがとうございます。

何かコメントございますか、事務局は。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 着手率の時系列なんですけども、何分かなり長い期間で治山対策を進めているというのと、着手率自体が今回、山地災害危険地区を見直したときに、また、Aランク、Bランク、Cランクの配置とか、そこも変わってくるのかなというのもありまして、今、三好先生からいただいているような個別の事前説明のときにも言われているところで、ここをどうするかというのは今後詰めていきたいと思うんですけども、ただ、この場でやるとすごく複雑になると思いますので、1回ちょっと別で、宮田先生とか三好先生とか、特に専門の深い先生方とどうしていくかというのは議論したいと思います。

【増田部会長】 ありがとうございます。

【杉山森づくり課主査】 あと、長島委員のほうから回答がございまして、先ほどの事務局の回答に対しまして、「ありがとうございます。スライド13について、指針であるので今ある施策との関係性は明確にしないといけないので、林業適地は継続的な森林経営を行うことは指針に明記しておく必要があると思います」と御回答いただいております。

【増田部会長】 分かりました。ありがとうございます。

あと少し議論が残っているのというのと、このケーススタディー、せっかくやっていたいて、いかがでしょう。これ、やはり例えばケーススタディーの一番最初が市域全域の航空写真で、その次がそれを資源循環林から自然遷移林まで。これは先ほども言いましたけど、せっかくですので統計処理があるといいと思うんですけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい、分かりました。

【増田部会長】 どれぐらいの比率になってるんやと。これ全部そうなんです、上にやっていると。その次、自然のまま維持する森林、④が自然遷移林と、こういうふうに書いていますが、ここでこういうふう結論づけられないんだろと思うんですね。なぜかというのと、この区分④の自然遷移林もひょっとしたら危険区域が含まれている可能性があるわけですよ。だから、この段階で、25ページの段階で自然のまま維持するというふ

うなんではなくて、ここにもその内容に応じて公益的機能の増進を図らなあかんところも出てくるかもしれないと。

その次の26ページも、欲しいのは、①番の資源循環林と③番の資源管理林の総面積の中の森林経営計画が立てられている比率はどれぐらいやと。これは全部、ぱっと見るとメッシュ解析みたいですけど、ポリゴン解析ではなくてメッシュ解析されているんですか。

【杉山森づくり課主査】 ポリゴンですね。ポリゴンを重ね合わせてレイヤーとして作っておりますので。区分はメッシュです。

【増田部会長】 これ多分、どちらもポリゴンでできないんですか。いや、片方がメッシュで、片方がポリゴンやというのが。

【杉山森づくり課主査】 ちょっとデータの再整理をしまして、可能ですので。

【増田部会長】 だから、これが前の基軸と全部そのとおりかという、例えば27ページの、先ほども言いましたように林業経営に適した人工林と基軸2というので、持続的な森林経営の推進という、こういうことを結論づけられるのかどうか、それをチェックしていくというのがケーススタディーやと思うんですけどね。立てた基軸が成立しているかどうかと。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 そうですね。この辺が三好先生がおっしゃっているところと思ひまして、赤の経営計画を立てるところは基本、林業経営をやっていくということなので、森林の管理自体は林業経営によっているんで、市町村の譲与税とか公的関与から外れるんですけど、ただ、そこでおっしゃられるように山地災害危険地区とか崩壊地があればもちろん治山対策をやっていくんでしようということになると、その枠がはまってくるので、そうなってくると結局、基軸1、2両方でやるエリアになります。ただ、林業経営としては2ですよ。だから、そこをどう説明していくかというところで。

ただ、もう1点あるのが、治山対策を実施する場合の森林整備ももちろんやるんですけども、そのときに、この赤で囲われている林業経営をやるところであれば、これまでどおり本数調整伐を中心とした間伐施業で森林整備はいいと思うんですけど、もしここが赤じゃないところの治山対策をやるところであれば、広葉樹転換をしていくような森林整備をやっていくんじゃないかと。同じ治山対策でもということなんですけど、その辺を仕分けるときに、基軸、今の形の1、2、3がいいのか、1をさらに分けるのがいいのかというのはちょっと検討したいと。

【増田部会長】 そう思うんです。だから、どちらかというところのレベルがまだケース

スタディーではなくて、このもう1つマイクロなケーススタディーね。例えば今言った27ページのところで、基軸2で「持続的な森林経営の推進」と書かれていますけど、それを治山という視点で見たらどうなっているのかとか、あるいはスマート化と見たときに、路網整備がまずできないとできないエリアなのか、いや、路網整備ができてから、あとは大型機械化の導入で済むのかとか、そういうもう1段階マイクロなチェックをして、もう一度基軸に戻っていただくという、そういうスタディーをしていただきたいなと思うんですけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 分かりました。

【増田部会長】 多分、河内長野だけでも何個か出てくると思うんです。そういう森林経営に適した人工林で「持続的な森林経営の推進」という言葉、一言で済むのかどうかというのをチェックいただくみたいなことができるといいなという感じはするんですけどね。

あともう1点お聞きしたいのが、この災害危険地区、Aランク、Bランク、Cランクで箇所数と書いているのは、これはゾーンの箇所数？

【杉山森づくり課主査】 それはゾーンの箇所数です。

例えば29ページですと、上に、この市街地のほうに右岸、左岸と4つ大きなくくりがあると思うんですけども、その箇所を数えて、全体の箇所数がAランクで何か所あるのかという形で、そのゾーンの箇所数です。

【増田部会長】 ということは面積も分かるということですね。

【杉山森づくり課主査】 面積も把握できております。

【増田部会長】 だから、その辺も1つは面積的な統計と。箇所数というよりも、本当は全部面積で欲しいんですけどね。森林面積のうち、どれぐらいの割合になっているのかと。それに対して山地災害危険地区の溪流は、どちらかという箇所数と同時に溪流延長が出てくるんですかね。

【杉山森づくり課主査】 溪流の延長が出てきます。

【増田部会長】 統計上は。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 出ます。

【増田部会長】 そうですよ。だから、これも統計上は箇所数と同時に溪流延長が欲しいんですけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 となると、余計枠をもうちょっと絞らないと、ごちゃごちゃと。

【増田部会長】 そうそう。出てこないと思うんです。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 分かりました。

【杉山森づくり課主査】 あわせまして、今、長島委員のほうから、「実際に今言われていました具体的なケーススタディーでは、各基軸の優先順位も議論になってくると思われる」という御意見を今書かれております。

【増田部会長】 そうですよ。これ、次回ですけれども、基本的にはもう少しミクロな。今、これ、メソレベルだと思うんですけど、ミクロのケーススタディーもやっていただいて、その報告も受けられるということによろしいですかね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい、分かりました。

【増田部会長】 分かりました。だから、この辺も32ページとか33ページの辺りを見てみると、一番せなあかんことは保安林指定をして、保安林事業の中で展開したらいいようにコメントが書かれているんですよ。その辺の話と基軸1とは全く違う書きっぷりなので、その辺の整合も少し。

保安林の指定というのは結構そう単純に増やしていけるんですか。かなり、そう簡単には国費の関係もあるから増やせないですよ。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 必要に応じて指定はもちろんできるんですけども、一番重要となってきますのは土地所有者、地域の合意という形になりますので。あと、保安林自体、機能が優先されますので、下流のほうで水源涵養保安林を何の水源地もないのに指定みたいなのは、もちろんできませんので、逆にこの山地災害危険地区の山腹危険エリアに囲われているような山腹斜面であれば、土砂崩壊防止の保安林というのは指定対象にはなります。あとは合意できるかどうかとか、そこですね。

【増田部会長】 だから、33ページのコメントで、基軸1のところ、公益的機能の維持増進が求められる区域で、施策1としては治山対策の推進や保安林指定の推進と書かれているわけですよ。保安林指定の推進ということと治山対策の推進というのは、これは同等レベルの話じゃないですよ。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 極めて近い。国庫治山をやる場合、保安林は必ずなりますので。

【増田部会長】 いや、保安林の指定によって治山対策を進めていきたいという話でしょう。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい。

【増田部会長】 だから、その施策1として治山対策の推進や保安林指定の推進と、これは並列に扱う言葉ではないやろうという、そこをきっちり整理しておかないと。前の基軸とここのコメントがちょっと整合していないものですから。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい。

【増田部会長】 ほか、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

【杉山森づくり課主査】 長島委員のほうから追加といいますか、先ほどの「具体的なケーススタディーでは各基軸の優先順位も議論になってくると思われる」と併せまして、「部会長がおっしゃられるように路網整備の状況などの具体的な点が重要となってくるので、市町村の状況との情報共有が重要となる。ケーススタディーを考えた際の市町村との連携はどのようにお考えなのかもお聞きしたい」という意見を今いただいています。

【増田部会長】 その辺、どうなんでしょう。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 現状としましては、市町村と今回の計画について細かな調整をしているということではありませんけども、個別事業とか、それぞれ各管内のほうで、大阪府は今回この地区でこういう事業をやろうとしていますとか、市町村のほうではここでこういう事業をやろうとしていますとか、そういう情報交換みたいなことをやっている管内もありますので、そういった情報を吸い上げて反映させるというのはできる部分はあるかなと思いますので、市町村からの情報とか、その辺は次に向けて、出先事務所からいただく情報なのか、足りないところは直接市町村も含めてケーススタディーの枠を書いたときに話をするのかとか、ちょっとそこは考えたいと思います。

【増田部会長】 あともう1点、ケーススタディーを北摂と林業圏の河内長野でやっていただいているんですけど、山地災害なんかでいうと、要するに生駒山系は山麓部に人家が非常にへばりついていて、土砂災害のAランクがごっつい出てきていますよね。そのあたりも1か所、ケーススタディーしてもらえませんかね。ここは基本的には林業経営的視点からのアプローチはできないエリアですよ、ほとんど人工林がなくて。だから、そういうところに対してみたいな話を少し、どこか1か所取り上げていただけると。佐保川流域とはちょっと違う広葉樹林だと思うので。佐保川流域は結構奥が深いので、保全家屋とダイレクトに面していないですよ。生駒山系はまさに保全家屋とダイレクトに接しているものですから。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 はい。

【増田部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

あともう1題、課題が残っておりまして、次回に向けてということで御報告をいただければ。

【栗本委員】 ちよつとだけ。

【増田部会長】 よろしいです。どうぞ。

【栗本委員】 大阪府さんをお願いなんですけど、例えば今のゾーニングの話とか次回以降にやっていかれるんだろうと思うんですが、例えば後継者の問題とか民間活力による議論は今回で大体もう終息させたいとか、次回以降の話と今回はという、そこをちよつとめり張りをつけておかないと、我々の議論もここは、民間活力はもうとか、後継者の話というのとはいう。今のゾーニングの話になると飛んでしまいそうな気が。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 そうですね。

【増田部会長】 そしたら、今の発言も踏まえて、議事3を説明いただけますかね。次回どんな議論をするのかというのを。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 それでは、資料でいきますと39ページですね。

当初の予定としてお示しさせていただくのが、今回、この9ページで書いていました大枠のところの方向性を御確認いただいたということで、これをより深くケーススタディーを深めて、実施方針とか事業内容を深めていきたいと考えております。

今、栗本さんがおっしゃったとおり、ケーススタディーの話に入っていきますと、基軸2のところを一緒にはなかなかできないというところになりますので、これは今のこの議論を踏まえた私の御提案なんですけども、次回ですけども、取りあえずまずは(2)の各施策の実施方針や事業内容の検討としまして、今言われていますゾーニングのところをまずは第3回でさせていただきますして、別で基軸2と、基軸2も一部入りますので、基軸3ですね。

【増田部会長】 特に基軸3がどちらかというソフト戦略とか見える化の戦略ですから、これはこれで別個、どこかできっちりと議論の対象として扱っていただきたいというのが、栗本委員の意見だと思いますので。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 分かりました。あと、そこでいきますと施策2-3というのがゾーニングのところからちよつと外れるのかなと思ひまして。増田先生の言うところの資源の活用を流域単位でというところはちよつとかすめるかなと思うんですけど、それも……。

【増田部会長】 そうですね。だから、ゾーニングで議論できるところと、そうではな

くて議論できるところに分けて、少し今後の検討部会のスケジューリングをしていただければと思います。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 分かりました。そういう形で、次回、ケーススタディーをメインでさせていただくことになろうかなと思いますけど、よろしくお願いします。

【増田部会長】 多分ここで、39ページで見ると、(4)の府民に分かりやすく示す方法の検討、このあたりと一緒に人材育成なり、その辺のソフト戦略をきっちり議論させていただければなと思うんですけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 議論項目のスケジュールのところ、ちょっと修正を加えて、またお示しさせていただきます。

【増田部会長】 そうですね。ありがとうございます。

それと、もう1つ難しいのはやっぱり3番で、一番最初に宮田委員からいただいた、やっぱり進捗管理できる指標設定みたいなやつを本当にどうしていくのかということのも非常に重要な議論だと思いますので、多分次回、第3回検討部会はゾーニングの再チェックと同時に、もしも進捗管理するとすればどんな指標を考えるのかというのは表裏一体の関係なので、そこで一度議論の頭出しをしといていただいたほうがいいかもしれないですけどね。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 分かりました。

【増田部会長】 長島委員、三好委員、いかがでしょう。

次回の検討に向けてというあたりについては、お二人ともよろしいですか。

【杉山森づくり課主査】 大丈夫ですとお二人ともコメントいただきました。「大丈夫です。」「次回の方針につき承知しました、OKです」と、長島委員、三好委員も。

【増田部会長】 分かりました。

そしたら、私のほうでお預かりしていました議題については大体意見交換ができたかと思います。御協力ありがとうございました。進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

【司会（上本森づくり課技師）】 ありがとうございます。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。また、本日、会場の電波の状況により会議の円滑な進行に支障があったこと、改めておわび申し上げます。申し訳ございません。

本日の議論を踏まえまして、次回からは検討の詳細についての議論に入っていきたいと思います。

今のところは、次回は8月下旬を予定しております。お忙しい中とは存じますが、御出席のほどよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第2回森林防災・減災アクションプラン検討部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —